

空き家の所有者を 支援します！

栗山町空き家利活用促進事業



空き家の利活用促進のため、町内の空き家となっている住宅のリフォーム、住宅内に残された家財等の廃棄など、空き家の所有者の方を対象に助成します。

◆対象者◆（次の全てに該当する方）

- （１）町内の空き家所有者の方（斡旋、仲介等の事業者を除く）
- （２）所有する空き家を売買、賃貸など利活用される方
※自分や三親等以内の親族による利用を目的とする場合は対象外
- （３）所有する家屋が栗山町空き家バンクに登録済みか登録予定である方
※登録予定の場合は、不動産媒介契約を締結済みまたは、締結予定であること
- （４）町税等の滞納がない方
- （５）暴力団員、暴力団関係でない方

◆空き家リフォーム助成◆

1 対象工事

- （１）町内事業者で、建設業法の規定による建設業の許可を受けている者が施工する工事
- （２）対象工事費が２０万円以上（消費税を除く）の工事



2 助成金額

対象工事費の２分の１以内（上限額２０万円）

- ※併用住宅の場合、居住部分の床面積を住宅全体の床面積で除して得た割合に工事費を乗じた額
- ※他の補助金等を受けたときは、当該補助金等に係る工事費を除外した額
- ※同一家屋のリフォームについて２回以上の助成はできません

◆空き家家財等処分助成◆

1 対象となる処分費用

- （１）町内の一般廃棄物収集運搬許可業者が実施する処分費用
- （２）処分に要した費用の総額が１０万円以上（消費税を除く）であること
- （３）家財処分に要する運搬作業費用
※引越し等の運搬は助成対象とはなりません

2 助成金額

対象経費の２分の１以内（上限額１０万円）



助成金交付までの流れ

手続き	空き家リフォーム助成	空き家内の家財等処分助成
1 交付申請書等の提出	工事の着手前に次の必要書類を提出 1) 交付申請書 2) 誓約書 3) 工事請負契約書の写し 4) 工事内訳書 5) 工事内容がわかる図面 6) 工事着工前写真 7) 住宅の登記事項証明書の写し 8) 不動産媒介契約書 (空き家バンク未登録の場合)	家財等処分の着手前に次の必要書類を提出 1) 交付申請書 2) 誓約書 3) 見積書または契約書の写し (処分内容の内訳がわかるもの) 4) 家財等処分前写真 5) 住宅の登記事項証明書の写し 6) 不動産媒介契約書 (空き家バンク未登録の場合)
2 内容の審査	町から交付決定通知後、着手	町から交付決定通知後、着手
3 交付決定の内容に変更が生じた場合	1) 交付決定内容変更承認申請書 2) 変更内容がわかる書類 3) 工事請負契約書の写し 4) 工事内訳書 5) 工事内容がわかる図面	1) 交付決定内容変更承認申請書 2) 変更内容がわかる書類 3) 見積書または契約書の写し (処分内容の内訳がわかるもの)
4 内容の審査	町から決定内容変更承認決定通知	町から決定内容変更承認決定通知
5 完了	1) 完了報告書兼請求書 2) 栗山町空き家バンク登録申請書 (空き家バンク未登録の場合) 3) 工事費用に係る領収書の写し 4) 工事完了後写真(日付がわかるもの) 5) お振込先口座の通帳等の写し	1) 完了報告書兼請求書 2) 栗山町空き家バンク登録申請書 (空き家バンク未登録の場合) 3) 支払った処分費の領収書の写し (経費の内訳がわかるもの) 4) 家財等処分後写真 (日付がわかるもの) 5) お振込先口座の通帳等の写し
6 内容の審査	町から交付額確定通知 助成金の交付	町から交付額確定通知 助成金の交付

※助成交付後、空き家の買い手がつくまでは、原則、栗山町空き家バンクに登録していただきます。